

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律要綱

第一 銃砲等の発射及び所持に関する罰則の強化

一 拳銃等以外の銃砲等の発射に関する罰則の整備

一定の場合を除き、不特定若しくは多数の者の用に供される場所若しくは乗物に向かって、又はこれらの場所若しくは乗物において拳銃等以外の銃砲等を発射することを禁止し、所要の罰則を設けることとする。(第三条の十三、第三十一条及び第三十一条の十一関係)

二 拳銃等以外の銃砲等の所持に関する罰則の強化

人の生命、身体又は財産を害する目的で拳銃等以外の銃砲等を所持した罪の罰則を強化することとする。(第三十一条の三関係)

三 銃砲等の所持のあおり又は唆しに関する罰則の整備

拳銃等を所持した罪又は人の生命、身体若しくは財産を害する目的で拳銃等以外の銃砲等を所持した罪に当たる行為を、公然、あおり、又は唆したことに對する罰則を設けることとする。(第三十二条関係)

係)

第二 電磁石銃の所持の禁止に関する規定の整備

電磁石の磁力により金属性弾丸を発射する機能を有する銃のうち、金属性弾丸の運動エネルギーの値が、人の生命に危険を及ぼし得る値以上となるものを「銃砲」に含めることとし、所持許可を受けた者が所持する場合等を除き、所持することを禁止することとする。(第二条及び第三条関係)

第三 ライフル銃の範囲の拡大

銃腔こうに腔旋を有する猟銃で腔旋を有する部分が銃腔の長さの五分の一以上であるものについて、ライフル銃としての所持許可の基準の特例を適用することとする。(第三条の十三及び第五条の二関係)

第四 その他

一 保管を委託することができる銃砲の追加

猟銃等保管業者に保管を委託することができる銃砲に空気拳銃を追加することとする。(第十条の八

関係)

二 所持許可に係る用途に供していない猟銃等に対する規制の強化

都道府県公安委員会は、猟銃等の所持許可を受けた者が引き続き二年以上当該猟銃等を当該所持許可に係る用途の全部又は一部に供していないと認めるときは、その所持許可を取り消し又は当該一部の用途が当該所持許可に係る用途に含まれないものに変更することができることとする。（第十一条関係）

三 公務所等への照会に関する規定の整備

都道府県公安委員会は、銃砲等の所持許可等に関する事務の処理に関し必要があると認めるときは、公務所等に照会して必要な事項の報告を求めることができることとする。（第十三条の二関係）

四 その他の規定の整備

所要の規定を整備することとする。

第五 施行期日等

一 施行期日

(一) 第一を除き、この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

(二) 第一については、公布の日から起算して一月を経過した日から施行することとする。

二 所要の経過措置を設けることとする。